

\*\*\*\*\*

定 款

\*\*\*\*\*

社会福祉法人 さつき会

社会福祉法人さつき会定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

軽費老人ホーム延命荘の設置経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人居宅介護等事業（延命荘訪問介護センター）

(ロ) 生計困難者に対する相談支援事業

(ハ) 老人デイサービスセンターの経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人さつき会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大阪府堺市南区御池台五丁2番6号に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の締結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が百万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員

会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

#### 第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、4名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

- 第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについ

ては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 大阪府堺市南区御池台五丁3462番地2、3462番地1所在の鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根地下1階付2階建軽費老人ホーム延命荘1棟

床面積	1階	1033.53㎡
	2階	821.20㎡
	地下1階	96.94㎡
	計	1951.67㎡

(2) 大阪府堺市南区御池台五丁3462番地2所在の軽費老人ホーム延命荘敷地

大阪府堺市南区御池台五丁3462番地1

宅地 338.89 m<sup>2</sup>

大阪府堺市南区御池台五丁3462番地2

宅地 1649.79 m<sup>2</sup>

計 1988.68 m<sup>2</sup>

(3) 大阪府堺市南区御池台五丁3462番地2所在の軽費老人ホーム

延命荘構築物 鉄筋コンクリート造擁壁

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、堺市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、堺市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一



般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 公益を目的とする事業

### (種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 特定有料老人ホーム清和苑の設置経営
- (2) さつき会診療所の設置経営
- (3) 特定施設入所者生活介護（清和苑）
- (4) 居宅介護支援事業（さつきケアプランセンター）

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第8章 解散

### (解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第9章 定款の変更

### (定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、堺市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を堺市長に届け出なければならない。

## 第10章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人さつき会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	橋爪	總貴知
理事	小走	好弘
同	柿本	嘉胤
同	中村	弘
同	阪井	章朔
同	嶋田	正善
同	大澤	徳也
同	岸田	利夫
同	原田	武
同	藤井	喜久次
監事	玉国	泰成
〃	岸田	彦四郎

附則

この定款は、平成29年10月1日から施行する。

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 27 大阪府	(2)市町村区分 140 堺市	(3)所轄庁区分 27140	(4)法人番号 6120105000480	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人さつき会					
(8)主たる事務所の住所 大阪府 堺市 南区御池台5丁2番6号					
(9)主たる事務所の電話番号 072-297-5342	(10)主たる事務所のFAX番号 072-296-2568	(11)従たる事務所の有無 2 無			
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページ http://www.satsuki.gr.jp	(14)法人のメールアドレス info@satsuki.gr.jp				
(15)法人の設立認可年月日 昭和47年12月14日	(16)法人の設立登記年月日 昭和47年12月25日				

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(円)	165,040
-----------	---	-----------	---	----------------------	---------

(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
和田 喜三郎		H29.4.1 ~ H33.3.31	2 無	2 無	1
(株)近正 新後 修		H29.4.1 ~ H33.3.31	2 無	2 無	3
(株)橋爪工務店 関口 謙治		H29.4.1 ~ H33.3.31	2 無	2 無	3
泉都興業(株) 森田 幸宏		H29.4.1 ~ H33.3.31	2 無	2 無	2
森田会計事務所 南出 英之		H29.4.1 ~ H33.3.31	2 無	2 無	2
さつき会診療所 中井 良徳		H29.4.1 ~ H33.3.31	2 無	2 無	3
(株)二平 恒平 秀樹		H29.4.1 ~ H33.3.31	2 無	1 有	2
(株)さつき会 ぼの福祉会					

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(円)	1,466,688	2 特例無
----------	---	----------	---	----------------------	-----------	-------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業		(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況 (3-13)前会計年度における理事会への出席回数
	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態			
阪井 昌浩	1 理事長(会長等含む。)	平成27年4月17日	2 非常勤	平成29年6月10日	阪井硝子(株)		2 無
	H29.6.11 ~ H31.6		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者		2 無	2 理事報酬のみ支給	4
岸田 俊介	2 業務執行理事(常務理事等含む。)		2 非常勤	平成29年6月10日	キンダ事務用品(株)		2 無
	H29.6.11 ~ H31.6		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者		2 無	2 理事報酬のみ支給	4
小名 京子	2 業務執行理事(常務理事等含む。)		2 非常勤	平成29年6月10日	(福)さつき会		2 無
	H29.6.11 ~ H31.6		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		1 有	3 職員給与のみ支給	4
小走 久	3 その他理事		2 非常勤	平成29年6月10日	(福)さつき会		2 無
	H29.6.11 ~ H31.6		3 施設の管理者		2 無	3 職員給与のみ支給	4
清水 慎之介	3 その他理事		2 非常勤	平成29年6月10日	(福)さつき会		2 無
	H29.6.11 ~ H31.6		3 施設の管理者		2 無	3 職員給与のみ支給	4
小名 滋	3 その他理事		2 非常勤	平成30年3月24日	(福)さつき会		2 無
	H30.3.25 ~ H31.6		4 その他		1 有	3 職員給与のみ支給	0

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(円)	113,465
----------	---	----------	---	---------------------	---------

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
榎田 二郎	榎田工業	2 無	平成29年6月10日
	H29.6.11 ~ H31.6		3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)
黒木 拓生	黒木医業経営事務所	2 無	平成29年6月10日
	H29.6.11 ~ H31.6		6 財務管理に識見を有する者(その他)

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)
				0
				0

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	1	③非常勤者の実数	1
		常勤換算数	0.9	常勤換算数	0.4
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	9	②常勤兼務者の実数	1	③非常勤者の実数	12
		常勤換算数	0.3	常勤換算数	5.7

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員 理事 監事 会計監査人	

平成29年6月10日	5	5	1	平成28年度事業報告(案)の件、平成28年度決算報告(案)の件、定款変更の件、新役員選任の件、評議員・役員報酬(案)の件、評議員・役員報酬(案)の件
平成29年11月11日	5	5	1	平成29年度上期事業報告(案)の件、「リハビリテーション畑 御池台」の件、取引銀行変更の件、定款変更の件
平成30年3月24日	6	5	2	平成29年度補正予算(案)の件、平成30年度事業計画(案)の件、平成30年度当初予算(案)の件、理事変更の件、修繕積立金取崩の件、定款変更の件

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
平成29年5月26日	6	2	平成28年度事業報告(案)の件、平成28年度決算報告(案)の件、定款変更(訂正)の件、新役員選任の件
平成29年6月1日	5	1	新役員任命の件、その他
平成29年11月7日	6	0	平成29年度上期事業報告(案)の件、「リハビリテーション畑 御池台」の件、取引銀行変更の件、定款変更(訂正)の件
平成30年3月14日	5	2	平成29年度補正予算(案)の件、平成30年度事業計画(案)の件、平成30年度当初予算(案)の件、理事変更の件、修繕積立金取崩の件、定款変更の件

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	黒木 拓生 幡田 二郎
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	定款の変更手続きが遅れている。 議事録が10年分主たる事務所になかった。 監事が二人とも欠席した理事会が1回あった。 ホームページでの公表が部分的にされていない。
(3)報告により求められた改善すべき事項に対する対応	早急に定款変更手続きをとる。 監事には理事会出席協力を確認する。 ホームページの内容の確認をこまめにする。

10. 前会計年度に実施した会計監査の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分	
(2)会計監査人による監査報告書	

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称						
		③事業所の所在地							④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位の事業開始年月日	⑦事業所単位の定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		④社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)											
001	延命荘	01030301	軽費老人ホーム	大阪府 堺市南区	御池台5-2-6	3	自己所有	3	自己所有	昭和48年5月10日	50	592	
		ア	建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)					
		イ	大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)				
001	延命荘	02120101	老人居宅介護等事業(訪問介護)	大阪府 堺市南区	御池台5-2-6	3	自己所有	3	自己所有	平成12年4月1日	0	493	
		ア	建設費										
		イ	大規模修繕										
001	延命荘	02120203	老人デイサービス事業(地域密着型通所介護)	大阪府 堺市南区	御池台5-2-6	3	自己所有	3	自己所有	平成29年11月1日	10	132	
		ア	建設費										
		イ	大規模修繕										

11. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

Table with columns for ①-1拠点区分コード分類, ①-2拠点区分名称, ①-3事業類型コード分類, ①-4実施事業名称, ②事業所の名称, ③事業所の所在地, ④事業所の土地の保有状況, ⑤事業所の建物の保有状況, ⑥事業所単位での事業開始年月日, ⑦事業所単位での定員, ⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年), ⑨建設費, ⑩建設年月日, ⑪自己資金額(円), ⑫補助金額(円), ⑬借入金額(円), ⑭建設費合計額(円), ⑮延べ床面積, ⑯大規模修繕, ⑰修繕年月日, ⑱修繕費合計額(円).

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

Table with columns for ①-1拠点区分コード分類, ①-2拠点区分名称, ①-3事業類型コード分類, ①-4実施事業名称, ②事業所の名称, ③事業所の所在地, ④事業所の土地の保有状況, ⑤事業所の建物の保有状況, ⑥事業所単位での事業開始年月日, ⑦事業所単位での定員, ⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年), ⑨建設費, ⑩建設年月日, ⑪自己資金額(円), ⑫補助金額(円), ⑬借入金額(円), ⑭建設費合計額(円), ⑮延べ床面積, ⑯大規模修繕, ⑰修繕費合計額(円).

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

Blank box for additional notes or remarks.

1.1-2. うち地域における公益的な取組（地域公益事業含む）（再掲）

Table with columns for ①取組類型コード分類, ②取組の名称, ③取組の実施場所(区域), ④取組内容.

1.2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

Table for social welfare improvement residual amount and plan status, including items like (1) 社会福祉充実残額等の総額, (2) 社会福祉充実計画における計画額, (3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額, (4) 社会福祉充実計画の実施期間.

1.3. 透明性の確保に向けた取組状況

Table for transparency measures, including (1) 積極的な情報公表への取組 and (2) 前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況.

Table for public expense details, including ①事業運営に係る公費(円), ②施設・設備に係る公費(円), ③国庫補助金等特別積立金取崩累計額(円).

Table for third-party evaluation, including (3) 福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について.

1.4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

Table for governance and financial discipline, including (1) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況 and (2) 法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況.

②実施した改善内容

--

15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	1 有
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	2 無
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

## 法人単位資金収支計算書

(自)平成29年 4月 1日 (至)平成30年 3月31日

法人名：社会福祉法人 さつき会

(単位： 円)

勘定科目		予 算	決 算	差 異	備 考	
事業活動による収入	介護保険事業収入	89,700,000	88,468,943	1,231,057		
	老人福祉事業収入	92,510,000	93,144,153	△ 634,153		
	診療所収入	10,000,000	9,619,677	380,323		
	補助金収入	67,000,000	66,632,212	367,788		
	雑収入	20,870,000	20,617,296	252,704		
	経常経費寄附金収入	2,800,000	2,736,069	63,931		
	受取利息配当金収入	11,000	2,138	8,862		
	事業活動収入計	282,891,000	281,220,488	1,670,512		
	事業活動による支出	人件費支出	171,378,000	169,021,589	2,356,411	
		事業費支出	56,820,000	56,395,537	424,463	
事務費支出		41,810,000	41,561,385	248,615		
支払利息支出		1,500,000	1,409,388	90,612		
その他の支出		100,000	0	100,000		
事業活動支出計		271,608,000	268,387,899	3,220,101		
事業活動資金収支差額		11,283,000	12,832,589	△ 1,549,589		
施設整備等による収入	設備資金借入金収入	117,600,000	117,600,000	0		
	施設整備等収入計	117,600,000	117,600,000	0		
	施設整備等による支出	固定資産取得支出	63,040,000	62,984,326	55,674	
		ファイナンス・リース債務の返済支出	5,850,000	6,100,488	△ 250,488	
施設整備等支出計		68,890,000	69,084,814	△ 194,814		
施設整備等資金収支差額		48,710,000	48,515,186	194,814		
その他の活動による収入	長期預り金収入	5,070,000	5,068,672	1,328		
	長期運営資金借入金収入	20,000,000	20,000,000	0		
	その他の活動収入計		25,070,000	25,068,672	1,328	
	その他の活動による支出	長期運営資金借入金元金償還支出	4,590,000	4,549,000	41,000	
		積立資産支出	150,000	128,640	21,360	
		その他の活動による支出	10,000,000	10,000,000	0	
その他の活動支出計		14,740,000	14,677,640	62,360		
その他の活動資金収支差額		10,330,000	10,391,032	△ 61,032		
予備費支出		0	—	0		
		0				
当期資金収支差額合計		70,323,000	71,738,807	△ 1,415,807		
前期末支払資金残高		26,788,993	26,788,993	0		
当期末支払資金残高		97,111,993	98,527,800	△ 1,415,807		



法人単位事業活動計算書

(自)平成29年 4月 1日 (至)平成30年 3月31日

法人名：社会福祉法人 さつき会

(単位： 円)

勘定科目		当年度決算	前年度決算	増減
サービス活動増減の部	収益			
	介護保険事業収益	88,468,943	87,640,812	828,131
	老人福祉事業収益	93,144,153	90,067,683	3,076,470
	診療所収益	9,619,677	9,292,718	326,959
	補助金収益	66,632,212	66,361,212	271,000
	経常経費寄附金収益	2,736,069	3,009,000	△ 272,931
	雑収益	20,617,296	7,529,886	13,087,410
	サービス活動収益計	281,218,350	263,901,311	17,317,039
	費用			
	人件費	169,193,113	159,592,692	9,600,421
	事業費	56,395,537	60,258,708	△ 3,863,171
	事務費	41,561,385	40,764,415	796,970
	減価償却費	28,655,619	23,553,362	5,102,257
国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 4,288,400	△ 4,576,104	287,704	
サービス活動費用計	291,517,254	279,593,073	11,924,181	
サービス活動増減差額	△ 10,298,904	△ 15,691,762	5,392,858	
サービス活動外増減の部	収益			
	受取利息配当金収益	2,138	4,039	△ 1,901
	サービス活動外収益計	2,138	4,039	△ 1,901
	費用			
	支払利息	1,409,388	281,909	1,127,479
サービス活動外費用計	1,409,388	281,909	1,127,479	
サービス活動外増減差額	△ 1,407,250	△ 277,870	△ 1,129,380	
経常増減差額		△ 11,706,154	△ 15,969,632	4,263,478
特別増減の部	収益			
	特別収益計	0	0	0
	費用			
	特別費用計	0	0	0
特別増減差額	0	0	0	
当期活動増減差額		△ 11,706,154	△ 15,969,632	4,263,478
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額	101,076,305	117,045,613	△ 15,969,308
	当期末繰越活動増減差額	89,370,151	101,075,981	△ 11,705,830
	基本金取崩額	0	0	0
	その他の積立金取崩額	0	324	△ 324
	その他の積立金積立額	0	0	0
	次期繰越活動増減差額	89,370,151	101,076,305	△ 11,706,154

## 法人単位貸借対照表

平成30年 3月31日現在

法人名：社会福祉法人 さつき会

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	115,005,241	93,008,125	21,997,116	流動負債	37,908,769	74,612,364	△ 36,703,595
現金預金	68,995,883	71,365,203	△ 2,369,320	短期運営資金借入金	0	36,000,000	△ 36,000,000
事業未収金	23,188,187	20,675,242	2,512,945	事業未払金	8,118,394	5,014,290	3,104,104
貯蔵品	3,146	31,468	△ 28,322	その他の未払金	0	21,878,000	△ 21,878,000
立替金	120,000	108,000	12,000	1年以内返済予定設備資金借入金	5,760,000	0	5,760,000
仮払金	22,698,025	828,212	21,869,813	1年以内返済予定長期運営資金借入金	8,196,000	3,900,000	4,296,000
				1年以内返済予定リース債務	7,475,328	4,493,232	2,982,096
				預り金	2,753,458	2,412,422	341,036
				仮受金	5,078,289	304,920	4,773,369
				未払消費税	527,300	609,500	△ 82,200
固定資産	400,835,688	409,732,661	△ 8,896,973	固定負債	152,689,712	86,891,420	65,798,292
基本財産	92,262,010	86,536,523	5,725,487	設備資金借入金	50,400,000	0	50,400,000
土地	15,038,635	15,038,635	0	長期運営資金借入金	27,255,000	16,100,000	11,155,000
建物	77,223,375	71,497,888	5,725,487	リース債務	26,543,160	17,540,064	9,003,096
その他の固定資産	308,573,678	323,196,138	△ 14,622,460	退職給付引当金	1,573,448	1,401,924	171,524
土地	7,486,270	7,486,270	0	長期預り金	46,918,104	51,849,432	△ 4,931,328
建物	207,857,177	231,132,862	△ 23,275,685	負債の部合計	190,598,481	161,503,784	29,094,697
構築物	21,876,847	23,393,179	△ 1,516,332	純 資 産 の 部			
車輛運搬具	366,037	695,529	△ 329,492	基本金	191,857,048	191,857,048	0
器具及び備品	4,861,926	6,406,509	△ 1,544,583	国庫補助金等特別積立金	16,244,269	20,532,669	△ 4,288,400
有形リース資産	34,018,488	22,033,296	11,985,192	その他の積立金	27,770,980	27,770,980	0
権利	2,588,899	2,588,899	0	修繕積立金	20,626,633	20,626,633	0
出資金	50,000	50,000	0	備品購入等積立金	7,144,347	7,144,347	0
ソフトウェア	181,350	251,550	△ 70,200	次期繰越活動増減差額	89,370,151	101,076,305	△ 11,706,154
退職給付引当資産	1,315,704	1,187,064	128,640	(うち当期活動増減差額)	△ 11,706,154	△ 15,969,632	4,263,478
修繕積立預金	20,626,633	20,626,633	0	純資産の部合計	325,242,448	341,237,002	△ 15,994,554
備品購入等積立預金	7,144,347	7,144,347	0				
その他の固定資産	200,000	200,000	0				
資産の部合計	515,840,929	502,740,786	13,100,143	負債及び純資産の部合計	515,840,929	502,740,786	13,100,143

## 平成30年度 さつき会 理事・監事名簿

1	阪井 昌浩 (理事長)
2	岸田 俊介(執行理事)
3	小名 京子
4	小走 久
5	清水 慎之介
6	小名 滋
監事	黒木 拓生
監事	幡田 二郎

## 平成30年度 さつき会 評議員名簿

1	和田 喜三郎
2	新後 修
3	関口 謙治
4	森田 幸宏
5	南出 英之
6	中井 良徳
7	但馬 秀樹

社会福祉法人さつき会  
評議員・役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人さつき会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の定めに従い、法人の評議員、理事、監事（以下「役員等」という。）に対する報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の範囲)

第2条 報酬等の支給を行う役員等は、次のとおりとする。

- (1) 評議員
- (2) 理事、ただし理事長及び業務執行理事に限る
- (3) 監事

2 理事で法人の職員として雇用契約を結んでいる者は、法人の給与規程に従い職員としての報酬（給与）を支払うので対象とはならない。

(報酬支給の範囲)

第3条 役員等が次の会議等に出席する場合に報酬を支給する。

- (1) 評議員については評議員会
- (2) 理事については理事会、評議員会、幹部会議等
- (3) 監事については監事監査、理事会、評議員会
- (4) 役員等がその任を実行するに当たって理事長が必要と判断した会議・研修会等

(報酬の額)

第4条 役員等の報酬額は次のとおりとする。

(1) 評議員には評議員会に参加した時に、報酬として以下の日当を支給する。なお、評議員の報酬の総額は、法人定款第8条において年間百万円を超えない範囲と定められている。

・参加1回につき 10,315 円

(2) 理事には法人運営に常時携わる理事長及び業務執行理事に報酬として以下の額を支給する。なお、理事の報酬の総額は評議員会において決するものとする。

・月額として 61,112 円

(3) 監事には監事監査、理事会、評議員会に参加した時に、報酬として以下の日当を支給する。なお、監事の報酬の総額は評議員会において決するものとする。

・参加1回につき 10,315 円

(支給方法)

第5条 前条で決定された金額は以下の方法にて支給する。

- (1) 評議員及び監事については参加の都度現金にて支給する
- (2) 理事については毎月25日に振込により支給する

(役員等の費用弁償)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年度第1回評議員会において規程が採択された日より施行する。